

名古屋市障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 名古屋市障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）は、身体障害者及び身体障害児がスポーツに取り組む際の障壁となっている経済的な負担を軽減することで、スポーツに取り組む市民の拡大を図り、スポーツを振興していくことを目的として、スポーツ競技用補装具等を購入しスポーツ競技を行う身体障害者及び身体障害児に対して、名古屋市障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、名古屋市補助金等交付規則（平成17年12月1日名古屋市規則第187号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者及び身体障害者手帳の交付を受けていない者のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する者（以下「難病患者等」という。）のうち18歳以上のものをいう。
- (2) 身体障害児 身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者及び難病患者等のうち18歳未満のものをいう。
- (3) スポーツ競技用補装具 身体障害者及び身体障害児がスポーツを行うために必要な補装具で、日常生活において使用される障害者総合支援法第5条第25項に規定する補装具以外のものをいう。
- (4) 保護者 保護者は、身障法第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付申請ができる者とする。

(交付対象スポーツ競技用補装具等)

第3条 補助金の対象となるスポーツ競技用補装具等の品目は、交付申請後に購入するスポーツ競技用補装具等で、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 全国障害者スポーツ大会またはパラリンピックで実施される競技種目において使用されるもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の申請時に市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者
- (2) 身体障害者又は身体障害児
- (3) スポーツを行うにあたりスポーツ競技用補装具等が必要になる者
- (4) 本人又はその属する世帯の他の構成員（以下、「対象者等」という。）の第6条の規定による申請のあった月の属する年度分（当該申請のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度分）の市民税所得割額が46万円未満であること。

(交付補助金の額等)

第5条 補助金の額は、スポーツ競技用補装具等の購入に要した費用の100分の90に相当する額以内とする。（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

- 2 前項の金額は、25万円を上限とする。
- 3 補助金の交付は、対象者1人に対し、1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請期間内に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 障害者スポーツ競技用補装具等の見積書及び当該スポーツ競技用補装具等のカタログ
 - (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者は身体障害者手帳の写し
 - (4) 難病患者等については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の写し等、障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当することを確認できる書類
 - (5) 第4条第4号に掲げる対象者等の住民票の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請者が身体障害児である場合については、保護者が前項に掲げる書類及び委任状（様式第1-2号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 申請者は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - (1) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (2) 同一の補助対象経費に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
 - (3) 本条の定める交付申請に基づき購入したスポーツ競技用補装具等（以下、「購入補装具等」という。）の使用に関する事故等や購入補装具等の不具合について、本市は一切の責任を負わないことについて了承すること。
 - 4 申請者が市長が別に定める期日までに、第1項及び第2項に掲げる書類の全ての提出を行わない場合、もしくは、提出が行われたが、書類に不備があり是正がされない場合は申請を取下げたものとみなす。

（交付の決定）

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適否を決定し、障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、審査に際して、専門的知見を要すると判断した場合には、必要に応じて、識見のある者に対して意見を求めることができる。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、障害者スポーツ競技用補装具等購入変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 見積書に記載された金額や品目等に変更があるとき
- (2) スポーツ競技用補装具等の購入を中止するとき

2 前項に定める軽微な変更とは、増額を伴わない2割以内の金額の変更をいう。

(スポーツ競技用補装具等の購入の報告)

第9条 決定者は、スポーツ競技用補装具等を購入したときは、障害者スポーツ競技用補装具等購入報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

(交付補助金の額の確定)

第10条 市長は前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金確定通知書（様式第5号）により当該決定者に通知するものとする。

(交付補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた決定者は、補助金の交付を受ける場合は、障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付請求書（様式第6号）に振込先口座の分かるものを添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(申請の取下)

第12条 申請者は、要綱第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、障害者スポーツ競技用補装具等申請取下届（様式第7号）を市長が別に定める期日までに提出し、申請の取下げをすることができる。

(交付決定の取り消し)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定内容、これに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付申請をしたとき
- (3) 購入補装具等を目的に反して使用させ、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供したとき
- (4) 要綱第9条に定める期日までに障害者スポーツ競技用補装具等購入報告書（様式第4号）が提出されなかったとき
- (5) 要綱第12条に定める申請の取下げがあったとき
- (6) その他市長が不相当と認めた事由が生じたとき

2 市長は、前項に基づき交付決定を取り消した時には、障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めて当該補助金の返還を命じることができる。

(交付対象者の事業協力等)

第15条 市長は、要綱第11条第2項により補助金の交付を受けた者に対して、本市が実施する障害者スポーツ振興事業に協力を求めることができる。

2 要綱第11条第2項により補助金の交付を受けた者は、本事業の適正な運営を図るため市長が行う調査に協力しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第16条 市長は、要綱第6条第1項の規定に基づいて、別に定める補助金の交付申請の期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。この場合、名古屋市公式ウェブサイト等で周知するものとする。

(書類の保存)

第17条 交付対象者は、当該補助金申請にかかる関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

令和4年4月1日から適用する。